	いおうなすび、たまさんご、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし（ピーマンを除く。）、なす、なつめ、ばんじろう、ふじまめ、ももたまな、やんばるなすび、マンゴウ属植物（マンゴウを除く。）及びヒロセレウス属植物（イエローピタヤを除く。）の生果実	
四　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、津堅島、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	（略）	（略）
五・六　（略）	（略）	（略）

別表七（第三十五条の七関係）

地域	有害動物又は有害植物
一・二　（略）	（略）
三　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、津堅島、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	（略）
四～八　（略）	（略）

四　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	（略）	（略）
五・六　（略）	（略）	（略）

別表七（第三十五条の七関係）

地域	有害動物又は有害植物
一・二　（略）	（略）
三　北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	（略）
四～八　（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日の翌日から施行する。